

第 20 回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (木村委員)
- 委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 31 号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 実質的に変動される方は何名ぐらいおられるのでしょうか。

学校教育課長) 平成 25 年から平成 26 年の方を選ぶ前は、平成 23 年、平成 24 年度までの 2 年間となりますが、当時の名簿と入れかわる方が何人かおられます。内科医では 3 名の方が入れかわっております。学校名で申し上げますと、精道小学校、朝日ヶ丘小学校、そして朝日ヶ丘幼稚園が入れかわっております。

外科医では、山手小学校が入れかわっております。

薬剤師では、お一人が入れかわっており、浜風小学校と浜風幼稚園を受け持っておられる方で、全体では合計 5 名の方が前回から入れかわったということになります。

木村委員) 入れかわりの理由としては、お年を召されたとか、どういった事情でしょうか。

学校教育課長) 詳しい事情は、こちらでは確かめられません。医師会が全て調整を行うということで、大半は、近い学校を一緒に受け持

っておられるケースがあります。例えば潮見幼稚園と潮見小学校を同じ校医が受け持つ場合などです。

表の中に兼務という表示がございますが、それぞれお一人1校園しか持ってない方もいれば、4、5校園を兼務して持っておられる方もいらっしゃいます。その辺の調整につきましては、全て医師会にお任せをしております。

木村委員) はい、わかりました。

委員長) ほかはいかがでしょうか。

浅井委員) 健診は学期ごとでしょうか。

学校教育課長) 6月30日までに終了しないといけないことになっておりますので、大体の検査は、4月の後半ぐらいから始まり、5月中には終わるかなと。6月にずれ込む検査もありますが、健診としては6月中に終了することになっております。

浅井委員) では年1回となりますか。

学校教育課長) それが基本となります。

木村委員) 薬剤師の方の活動がどのようなものか、もう一つわからないので、そのことを教えていただけないでしょうか。

学校教育課長) 薬剤師は、例えば照度・騒音、それから空気検査を行ったり、プールの水質の検査を行ったりします。飲料水の水質検査、給食室の衛生検査等の活動をしていただいております。

木村委員) わかりました。

教育長) 校医の方は、こうした定期健診を行っていただくとともに、インフルエンザが蔓延したときなど、さまざまなときに校長、養護教諭がいろいろな御指導を仰いだり、また、安心して相談もできますので、校医、歯科医、薬剤師という存在は、学校に

とっては欠くことのできない、また逆に活用していかなければならない存在だと思います。

委員長) 健診以外に学校へ来ていただく機会はあるのでしょうか。

学校教育課長) 学校保健委員会等がございますので、そこで講師として、いろんな研修の場で来ていただくこともあります。

委員長) それは各学校で毎年されているということですね。

学校教育課長) そうです。それは毎年やっております。それ以外には、学校の校医と直接ならないかもしれませんが、例えばエピペンの研修ということで、その子供の主治医になったりする場合がありますけれども、そういうことで来ていただくこともあります。

委員長) エピペンの使い方とか、そういう研修もされているのですか。

学校教育課長) 各学校で行っています。今、対象の子供が市内で、小学校5名おりますので、その子供たちへの対応について、医師に来ていただいて研修をしたりしています。それから消防のほうでは、エピペンを模擬的に打てる体験ができるようなキットの貸し出しもあります。

浅井委員) 昨今、芦屋市の子供たちの体力が低下してきているということはありませんけれども、これについて校医の方で何か御指導はありますでしょうか。

学校教育課長) 体力のことについて直接触れられることはないですが、健康診断の結果、芦屋の子供の身長、体重、視力など、いろんな検査結果をまとめたものを出しておりますが、その中で、芦屋の子供は全体にやせ型で、特に中学生ぐらいになると非常にやせ傾向が全国平均に比べて高いと指摘されておられます。ただ、

そのことで不健康だとかというようなことについては特に指摘
いただいております。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第31号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 第32号議案「芦屋市社会教育委員会議規則の一部を改正
する規則の制定について」を議題といたします。提案説明を求
めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) これは結局、定例会は各月1回、臨時会は必要に応じて、
という従来の形を、全て必要に応じて、と変えるということが
一番実質的なところだと思います。

先ほどの御説明では、特に議論するようなことがないのに定
例会を開催しなければならない、そのための準備等で負担がか
かることがあると。そういう点から変えるに至ったということ
でしょうか。

生涯学習課長) 今、委員がおっしゃった部分もなきにしもあらずですが、
現状では定期的な開催が決められているので、本当は会議を開
催するには不十分な状況でもお集まりいただき、内容的に途中

経過のような、あまり変化がない内容を御報告するだけになってしまうこともございます。また、開催日が決まってしまっておりますと、例えば市議会の開催時期と重なったときなど、なかなか難しい面もあります。そうした日程的な面も含めて弾力的に開催できるようにと考えております。

木村委員) 例えば教育委員の会議では、今、第32号議案となっておりますが、社会教育委員の会議の議案は、大体年間どれぐらいの議案が審議されているのでしょうか。

生涯学習課長) 社会教育委員の会議では、毎回二つから三つぐらいの議案を挙げさせていただいて、報告を少し入れてという内容なので、教育委員の会議のように、何号議案という形では審議していただいております。ただ、継続して審議していくこととなります。数としては、10ぐらいはあるかとは思いますが。1回に3つぐらいだから、6回開催すると合計18の懸案かということ、そうではなく、前回から引き続きこの問題を審議するということがあります。

あと、社会教育関係団体の補助金の関係とか、承認の関係とか、必ずこの時期に決まってお願いする内容も、幾つかございます。

木村委員) わかりました。「必要に応じて開催」、としてしまうと、往々にして、会議が開催されなくなったり・・・、という問題もあると思います。毎月とか隔月で定例会をしていると、無駄に終わる回もあるかもしれませんが、顔を合わせるという点では意味がありますから、どちらも一長一短あるとは思いますが。

必要に応じてとする場合には、やはりデメリットをちゃんと

意識して、うまく運用していかなければならないという、そういう点から御質問させていただきました。

生涯学習課長) 今、委員から御指摘いただいたことは、社会教育委員からも同じように御指摘いただいております。近隣市では、社会教育委員の会議回数を定めている市が少ないこともあり、合わせさせていただいたところもございます。回数としては、今を基本には考えておりますけれども、活動がより活発になるようにということで、事務局で考えたいと思っております。

委員長) 予算の関係で、年に6回以上開催することは難しくなるのでしょうか。

生涯学習課長) 一応会議の開催日数としては、今現在ずっと6回でやっておりますので、6回を考えて予算要求しております。ただ、そのほか、阪神南や阪神北の会議や研修に、別途御出席いただく場合の費用も準備しておりますので、必ずしも6回ということではなく、ある程度弾力的にできるようになっております。

委員長) 昨年度まで教育委員と社会教育委員との合同会議もございましたが、来年度もぜひ設定していただくように、ここでお願いをしておきます。

生涯学習課長) はい。

委員長) よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第32号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 第33号議案「芦屋市スポーツ推進委員の委嘱について」
を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。辞任する方1名のかわりに1名委嘱
するという御提案でしたが、質疑をお願いいたします。

浅井委員） スポーツ推進委員の任期は何年でしたでしょうか。

スポーツ・青少年課長） 平成24年度から平成25年度の2年となります。

浅井委員） 1年残してということですかね。

スポーツ・青少年課長） そうですね。

委員長） 実際にスポーツ推進委員の方は、どのような活動をなさっ
ておられるのでしょうか。

スポーツ・青少年課長） 推進会議は、毎月第3金曜日の18時半から定例会を開催
しております。ふだんは、出前講座とまで行きませんが、要望
のある地域等へ出かけてスポーツを経験していただいております。
また、市で開催するニュースポーツの体験や、市民を対象
にした市民体力テスト、あるいはこれも毎年ですが、JRの芦
屋駅ペDESTリアンデッキで、体力強調月間である10月の体
育の日の関係で、気軽にスポーツできるような体験をしていた
だく活動を大々的にしております。

少し組織的になりますが、尼崎、西宮、芦屋の阪神南地区の
スポーツ推進委員が一堂に会して大きい事業をやっておられま
す。今年度と来年度は芦屋市が当番市になっております。また、
県のスポーツ研修等々に参加していただいております。

委員長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

木村委員) 表の中に、総務、広報、理事長とか、いろいろな役割が書いてありますが、「事業」というのは、具体的にどういう担当ですか。

スポーツ・青少年課長) スポーツ推進委員会の中で、特に市が主催する事業等々の催しで、役職担当外としてこのように表示しております。実際の指導は全員が担当しております。

木村委員) 特に役職に就かれていない方が事業と表示されている。

スポーツ・青少年課長) そうですね。

木村委員) わかりました。

浅井委員) 同じく、男性活性化という役割はどのような活動ですか。

スポーツ・青少年課長) 名簿を見ていただいても分かるとおりに、男性は4人で、女性が結構おられます。そのため、男性がもう少し参加して頑張ろう、ということでございます。

浅井委員) 岩園でのスポーツクラブとコミスクですと、少し年配の方が多いかかと、そんな感じはしていますが、活動的にはどんな状況でしょうか。芦屋市としてスポーツに結構力は入れておられると思いますが、十分活発に動いてくださっているという状況でしょうか。

スポーツ・青少年課長) コミュニティ・スクールも、スポーツクラブもそうですが、地域でのスポーツそのもの自体は本当に活発だと思います。

ちょっと別件になるかもわかりませんが、今度新たにスポーツを推進する新しい計画を策定しますが、その中で事前にアンケートをとった中では、週1回以上何らかの運動をする方は、市民、特に芦屋は66%ぐらいの高い数値が出てきました。と

いうことは、何をしているかという、ふだんコミュニティ・スクールやスポーツクラブで結構体を動かしたり、参加されている方が多いということです。

浅井委員) その日々の、この方々の活動から生まれてくるものがあるということですかね。

スポーツ・青少年課長) そうですね。

浅井委員) そういう形で、今、本当に結構な高齢の方でも随分スポーツを一生懸命取り組んでいらっしゃる方、本当にたくさんお見受けするんですけれども。それが地域で少し、若年層にもそういう形で熱心に取り組んでくださる方がふえてくるといいなどは思っております。

スポーツ・青少年課長) そうですね。

木村委員) スポーツ基本法や規則を見ると、スポーツ推進委員会という会や団体が組織としてあるという感じではなく、スポーツ推進委員が個人で存在しているということのようですが、名簿の表示を見ると、例えば会計、理事、理事長とか、かなり組織になっている感じがするのですが。

そこが非常にわかりづらいので、そこを教えていただきたいですし、もしかすると、そういう団体に関する定めをつくる必要があるのかなと思うのですが。

特に、会計が置かれており、何らかのお金が動いているということであれば、そこがちゃんと定められていないと、やはり将来的に問題が出てくる可能性もあると思いますが、そこはいかがでしょうか。

スポーツ・青少年課長) この役職の表示は、語弊があるかもしれませんが、兵庫県

下、市町村の教育委員会には、必ずスポーツ推進委員会のような組織が設けられております。

先ほどから出ている事業とは、実際事業で行っているという意味です。対外的には、尼崎、西宮、芦屋、兵庫県下の推進の大会もございますし、全国大会というふうに、だんだん上下団体で行く事業もあります。この会計は、こうして集まったときに、会費をとるわけではございません。非常勤で報酬が出ておりまして、それは個人の口座へ振り込みます。会の中ではこういう役職でという意味です。

木村委員) それは、例えば理事を何名置かないといけないとか、そういう内規というか、規定というか、そういったものがあるのでしょうか。それとも、県から委員会を設置しなさいという通達があつて、適当に活動しているのか。普通は団体であれば、内規とか定款とか、そういったものがないといけないと思うんですけど、ここはどうなんでしょうかね。

別に本日の議題とは直接関係はないですが、そのあたりが少し気になりましたので、今お答えできなければまた後日でも結構です。

スポーツ・青少年課長) 私もちょうと頭に入ってませんので、また後日にさせていただきます。

木村委員) はい。

浅井委員) この18番までの方は、それぞれ各コミスクから1名、スポーツクラブから1名で、それぞれの団体は規約もあれば会費もあつてということですが、この集合体がどういう運営をされているのかということですね。

スポーツ・青少年課長) スポーツ推進委員の選出母体が、このコミスクであったりスポーツクラブとなり、そこから選出してくださいということで御依頼をさせていただいております。

浅井委員) それぞれの選出母体で個々に活動されていて、一緒に集まってされるのが、市のニュースポーツのイベントや体力テスト、そういうところで一堂が集まられるということですか。

スポーツ・青少年課長) そうですね。

浅井委員) 特に出ていらっしゃる方で、経験年数は24年になっておられますが、任期は2年ごとですが、これは特に取り決めはないので、どんどん再任されているということでしょうか。

スポーツ・青少年課長) 再任は妨げないということでございます。顔ぶれ的には毎年同じ方も出てこられますが、中にはこういう推進みたいなのをなかなか重圧に思われる方もおられます。ただ、こういう25年の中で、いろんなスポーツの関係に取り組んでおりますので、その中でだんだん順応されるというか、スポーツ、体を動かすのは大切なんだと。地域に帰ってまたこういう研修で得たものを広げていこうという方がほとんどですね。

委員長) 事務関係は、市教委か推進委員の中か、どちらでされているのでしょうか。

スポーツ・青少年課長) 事務局は、スポーツ・青少年課となります。

委員長) 会計の関係も、そちらで、公的な会計について取りまとめをされているということですね。

スポーツ・青少年課長) はい、そうです。

木村委員) ですから、この組織のあり方が非常に気になるんですね。本来、推進委員会の1人ひとりが、市から囑託を受けて活動す

る形になっているのに、何か、知らない間に団体ができ上がっているような感じがして。それで、本来はないはずの「会長」という役職ができて、二十何年おられるとか。そのあたりがどうなっているのかは非常に気になりますので、そのあたりを後日、お知らせください。

教 育 長) わかりました。それはきちっとお調べいたします。

委 員 長) そういうことで、ほか、よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。それでは、先ほど言った件だけ、またお調べいただいて、わかり次第お知らせいただくということで、本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 3 3 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委 員 長) 日程第 5 閉会宣言